

1 . 政策及び 15 年度重点施策等

政 策	会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化
15 年度 重点施策	(財) 財務会計基準機構・企業会計基準委員会の活動支援、企業 会計審議会による企業結合会計基準の整備
参考指標	企業結合会計基準の整備状況

2 . 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	企業内容の情報開示が十分行われていること

3 . 政策の内容

金融技術等の発達に伴い、一層高度かつ複雑な経済取引の拡大が急速に進展しているほか、情報技術等の急速な発展により、大量の資金がより利便性の高い市場を求めて瞬時に国境を超えて移動するようになり、かつ国外の企業活動・市場・経済の動向と自国における経済活動がより密接に関連するようになっていきます。

このような状況を踏まえ、我が国会計基準は、企業会計審議会等において、ここ数年精力的に改訂がなされ、諸外国に比べても遜色のないものとなってきていますが、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応しつつ着実な基準整備を行っていく必要があります。

また、国際的には、国際会計基準審議会 (I A S B) が、平成 13 年に抜本的な組織改革を行い、各国関係者と連携・協力し、精力的に国際会計基準 (I A S) の整備を進めている中、E U は、2005 年から域内上場企業の連結財務諸表の作成にあたり、国際会計基準の採用を義務付けることを決定しており、かつ、域外企業の上場についても 2007 年以降、国際会計基準又はこれと同等と認められる基準によることを求めています。

こうした環境の変化の中で、投資家に対する適切な情報開示に資するため、国際的な調和の観点も踏まえた我が国会計基準の整備・改善を図ることが一層重要となっています。

4．現状分析及び外部要因

企業会計審議会では、これまでに、第一部会において会計基準に関する事項、第二部会において監査基準に関する事項、固定資産部会において固定資産の会計処理、企画調整部会において新たな課題の把握、対処方針の検討等の審議が行われ、退職給付会計、税効果会計、金融商品会計、固定資産の減損会計等数多くの会計基準等の整備を行ってきたところです。

また、平成13年7月には、民間団体が会計基準を設定している主要先進国等の状況等を踏まえ、政府から独立した主体で会計基準を議論すべきであるという強い社会的認識を背景に、経済団体連合会、日本公認会計士協会等の民間団体が中心となって（財）財務会計基準機構が設立され、同財団内に企業会計基準委員会が発足しました。同委員会は、独立した機関として企業会計基準の調査研究・開発等を行っています。

一方、監査基準については、企業会計審議会から日本公認会計士協会に実務上の指針の作成を要請し、同協会において監査上の実務指針の開発が行われているところです。

5．事務運営についての報告及び評価

（1）事務運営についての報告

企業会計審議会における審議

企業会計審議会における会計基準等の検討及び設定並びに議事録及び意見書等のインターネット上での公表

国際会計基準への対応

・EUに対する日本の会計基準を引き続き受け容れることに向けた働きかけについて、民間団体と協力しながら、海外の関係者に対して、直接対話や書簡の発出等による要請を実施

・国際会計基準審議会（IASB）の議論の動向等の調査分析、これに対する迅速・的確な対応

（財）財務会計基準機構・企業会計基準委員会との連携

（財）財務会計基準機構・企業会計基準委員会における会計基準の整備・改善に係る検討過程にオブザーバーとして参加

当該政策に係る実施状況の詳細は以下のとおりです。

企業会計審議会における審議状況

ア．第一部会

企業結合による事業再編の重要性が高まっている中、企業結合の経済的実態を正しく認識できる会計処理方法を確立するという観点から、「企業結合会計」について、国際的な議論も踏まえ、パーチェス法と持分プーリング法^{*1}の取扱いを検討の軸に置いて審議を行い、平成 15 年 10 月に開催された企業会計審議会総会において「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」を取りまとめ、公表しました。

また、金融庁においても、上記意見書及びこれを受けて企業会計基準委員会が取りまとめた「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を踏まえ、「財務諸表等規則」等について所要の改正を行いました。

イ．第二部会

保証業務の意味を確認し、その要件と範囲の明確化を図ることにより、監査をはじめとする保証業務に対する社会からの信認を確保することを目的として、平成 16 年 3 月より「財務諸表の保証に関する概念整理」について具体的な審議を開始し、その審議結果を踏まえ 16 年 6 月に「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書（公開草案）」を取りまとめ、公表しました。

ウ．企画調整部会

国際会計基準が E U 域内における統一的な会計基準として採用されるとともに、E U 域外の各国においても連結財務諸表の作成基準として国際会計基準に規範性を認める動向が広がりつつあることを踏まえ、平成 16 年 3 月より「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応」について、具体的な審議を開始し、16 年 6 月に審議において議論された論点を整理した「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について（論点整理）」を取りまとめ、公表しました。

なお、意見書等並びに会議の議事録については、金融庁のホームページに掲載しています^{*2}

平成 15 事務年度の企業会計審議会の開催状況

第一部会

第 28 回（平成 15 年 10 月 3 日開催）～第 29 回（平成 15 年 10 月 21 日開催）

^{*1} 「パーチェス法と持分プーリング法」とは、共に企業結合の会計処理方法の考え方で、パーチェス法は、被結合会社の資産と負債を公正価値で評価し、資本との差額をのれんとして計上する考え方です。一方、持分プーリング法とは、被結合会社の資産、負債及び資本を帳簿価額のまま受け入れる考え方です。

^{*2} http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top.html

合計 2 回
第二部会
第 34 回（平成 16 年 3 月 25 日開催）～第 39 回（平成 16 年 6 月 21 日開催）
合計 6 回
企画調整部会
第 8 回（平成 16 年 3 月 9 日開催）～第 10 回（平成 16 年 6 月 17 日開催）
合計 3 回
総会
平成 15 年 10 月 31 日及び平成 16 年 2 月 20 日開催 合計 2 回

国際会計基準への対応

EUにおいて日本の会計基準を引き続き受け容れることに向けた働きかけについて、民間関係者とも協力しながら、欧州委員会、EU主要国に対して直接対話や書簡の発出等による要請を実施しています。

また、国際会計基準審議会の前週に開催される企業会計基準委員会「国際対応専門委員会」に出席する等企業会計基準委員会の活動を通じて、国際会計基準審議会の議論の動向等を調査分析し、対応すべき事項の検討に役立てました。

(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会との連携

(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会において平成 15 年 10 月「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が取りまとめられたほか、4 つの実務対応報告が取りまとめられました。金融庁からも、同委員会の議論にオブザーバーとして参加しました。

(2) 評価

平成 15 事務年度では、「固定資産の減損に係る会計基準」並びに「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」など 4 つの適用指針及び実務対応報告が民間の市場関係者の間で使用され、また、会計監査においては、改訂中間監査基準及び 9 つの実務指針が実施され、適正な財務諸表等が作成されることにより、市場投資家等の保護が得られていると考えられます。

「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」については、平成 18 年以降実施されることとなっておりますが、以下のような成果が期待されます。

企業の経営状態がより適切に開示される会計基準が適用されることにより、我が国企業の財務の透明性が向上し、一層の投資者保護が図られるものと思われま

国際的に会計基準の整備、改善が重視されている状態において、我が国が、国際的な基準と遜色のない会計基準を適用することにより、我が国の資本市場への投資を促進し、市場の一層の発展に寄与するものと思われま

す。また、欧州委員会等に対して日本の会計基準を引き続き受け入れることの要請を行ってきたこともあり、2006 年末までは現行の取扱い（日本の会計基準の受容れ）が継続する見込みとなっており、2007 年以降の受容れについて欧州委員会によって行われる国際会計基準との同等性評価の対象に、米国基準、カナダ基準とともに世界の主要基準の 1 つとして、日本基準が含められることになりました。

6. 今後の課題

- (1) EUにおける日本の会計基準の受容れ問題について、民間団体とも協力しながら、EU関係者に対して、直接対話や書簡の発出等による要請を実施し、2007 年以降もEUにおいて、日本企業が日本の会計基準で引き続き資金調達ができるよう努力する必要があります。加えて、国際的な会計、監査、開示等の基準の策定に係る国際会議において、我が国からの情報発信を強化する必要があり、平成 17 年度において、これらの取組み及び体制整備のため予算・機構定員要求を行う必要があります。
- (2) 企業会計審議会においては、「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応」及び「財務諸表の保証に関する概念整理」について、引き続き審議を行い、関連制度の整備を図る必要があります。
- (3) (財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会での会計基準、実務指針などの整備改善について主体的な取組みを促すとともに、国際的な対応を含めたその活動を引き続き支援する必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9 . 注記（政策効果把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、会計基準及び監査基準の整備・改善に向けた取組み状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 会計基準等の整備状況
- ・ 平成 15 事務年度の企業会計審議会の開催状況

10 . 担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室